

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 出納局会計課

法令名	佐賀県証紙条例施行規則			法令番号	昭和39年佐賀県規則第21号		
手続名	売りさばき人の指定			根拠条項	第10条第3項		
審査基準	<p>会計管理者は、佐賀県証紙条例施行規則第10条第1項の規定による申請があったとき、又は第2項の規定による申請が次に掲げる指定基準に適合し、かつ、売りさばき所の位置等を勘案して適当と認めるときは、売りさばき人として指定し、その旨を佐賀県証紙売りさばき人指定書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定を受けようとする者の預金現在高が年間売りさばき見込額の12分の1以上であること。 2 申請に係る証紙売りさばき所において、証紙売りさばき業務を行う能力及び信用を有していること。 3 役員等が次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 暴力団員 イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 4 前号アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者でないこと。 						
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	出納局	交付機関	出納局	標準処理期間 14日 標準経由期間 日